

令和4年2月4日

各社会福祉法人代表者様  
各指定障害福祉サービス事業所管理者様  
各指定障害児通所支援事業所管理者様

広島県健康福祉局障害者支援課長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

濃厚接触者である同居家族等の待機期間の取扱い（検査陽性者が  
自宅療養する場合）について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応について、日々御尽力及び御協力を賜り、お礼を申し上げます。

従前より、新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者の待機期間の見直しについて、お知らせしているところですが、令和4年2月2日から次のとおり適用されることとなりました。

詳しくは、次の県のホームページを確認してください。

県ホームページ「新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の待機期間について」  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/269/noukou-taiki.html>

《見直し内容》

区分	新	旧
濃厚接触者である同居家族等の待機期間（検査陽性者が自宅療養する場合）	<ul style="list-style-type: none"><li>・検査陽性者の発症日<sup>※1</sup>又は住居内で感染対策<sup>※2</sup>を講じた日のいずれか遅い方を0日目とし、7日間（8日目に終了）</li><li>・別の同居家族が陽性となった場合は、改めてその発症日<sup>※1</sup>を0日目として起算</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・検査陽性者との最終接触日を0日目とし、7日間（8日目に終了）</li><li>・別の同居家族が陽性となった場合は、改めてその最終接触日を0日目として起算</li></ul>

※1 無症状の場合は検体採取日（その後発症した場合は、その発症日を0日目とする。）

※2 日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施等

担当 指導検査グループ  
電話 (082)513-3158  
(担当 片桐)